○総務省告示第三百四十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条の五第三項の規定に基づき、平成四年郵政省告示第九十一号（電波法施行規則第二十八条の五第一項の機器を備えることが困難又は不合理である場合の予備設備の機器を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から施行する。

令和七年九月三十日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

施行規則第 28 条の５第３項の規定により、同条第１項の機器を備えることが困難又は不合理である場合の予備設備の機器は、次の表の左欄に掲げる義務船舶局等の区分に応じて、同表の右欄に掲げる無線設備の機器とする。

当該義務船舶局等のある船舶の区分				無線設備の機器（○印を付したものとする。）				
国際航海従事の有無	船舶の種類	施行規則第 28 条第１項各号の航行する海域に応じた船舶の区分	総トン数	施行規則第 28 条第１項第１号(１)の無線設備	施行規則第 28 条第１項第２号(１)(二)の無線設備	短波帯の無線設備(デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。)及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機又は中短波帯及び短波帯の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。)及び中短波及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機	施行規則第 28 条第１項第３号(４)(七)の無線設備	当該義務船舶局等のある船舶の航行する海域に応じて当該船舶を運航するために必要な陸上との間の通信を行うことができる無線設備
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
国際航海に従事しない船舶	［略］							
	その他の船舶	施行規則第 28 条第１項第３号の船舶	100 トン未満			○ 注１	○ 注１	
			その他の船舶	○ 注９		○ 注１	○ 注１	

改　正　前

施行規則第 28 条の５第３項の規定により、同条第１項の機器を備えることが困難又は不合理である場合の予備設備の機器は、次の表の左欄に掲げる義務船舶局等の区分に応じて、同表の右欄に掲げる無線設備の機器とする。

当該義務船舶局等のある船舶の区分				無線設備の機器（○印を付したものとする。）					
国際航海従事の有無	船舶の種類	施行規則第 28 条第１項各号の航行する海域に応じた船舶の区分	総トン数	施行規則第 28 条第１項第１号の(１)の無線設備	施行規則第 28 条第１項第２号の(１)の(二)の無線設備	短波帯の無線設備(デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。)及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機又は中短波帯及び短波帯の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。)及び中短波及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機	インマルサット船舶地球局のインマルサットＣ型の無線設備又は施行規則第 12 条第５項第２号に規定する船舶地球局のうち 1,621.35MHz から 1,626.5MHz までの周波数の電波を使用する無線設備	当該義務船舶局等のある船舶の航行する海域に応じて当該船舶を運航するために必要な陸上との間の通信を行うことができる無線設備
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
国際航海に従事しない船舶	［同左］							
	その他の船舶	施行規則第 28 条第１項第３号の船舶	100 トン未満			○ 注１	○ 注１	
			その他の船舶	○ 注９		○ 注１	○ 注１	

［注２ ［注１～注９　略］	［注１～注９　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	